

## 令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会 議事録

1 日時：令和5年5月29日（月） 午後7時00分～午後8時30分

2 場所：千葉市役所 2階 XL会議室（201～203）

3 出席者：

(1) 委員

小坂 さとみ委員、渡辺 忍委員、伊藤 文彦委員、大森 康雄委員、岡本 武志委員、栗田 節子委員、合江 みゆき委員、坂原 彩日香委員、島田 晴美委員、清水 葉子委員、高梨 憲司委員、鳥越 浩委員、初芝 勤委員、平山 登志夫委員、水谷 洋子委員、密本 晃子委員、和田 浩明委員、石井 幸江委員、岸 憲秀委員、斉藤 浩司委員、新見 將泰委員、鈴木 孝雄委員、住吉 タミコ委員、高田 啓一委員、武井 雅光委員、竹田 賢委員、千葉 美江子委員、中澤 潤委員、西尾 孝司委員、日向 章太郎委員、平井 那由他委員、藤田 啓子委員、堀田 昭久委員、松木 悟志委員、松崎 泰子委員、三浦 達浩委員、三浦 康宏委員、山下 興一郎委員、米村 美奈委員、輪竹 美子委員、渡辺尚子委員

(2) 事務局

今泉保健福祉局長、小野保健福祉局次長、富田健康福祉部長、南医療衛生部長、白井高齢障害部長、大町こども未来部長、山口東部児童相談所長、大塚保健福祉総務課長、和田地域福祉課長、前嶋地域包括ケア推進課長、久保田在宅医療・介護連携支援センター所長、饒波医療政策課長、清田高齢福祉課長、藤原介護保険管理課長、渋谷介護保険事業課長、大坪障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、宮葉こども企画課長、石田健全育成課長、高木こども家庭支援課長、中坂こども家庭支援課企画調整担当課長、小林幼保運営課長、桐岡西部児童相談所長、吉田保健福祉総務課長補佐、米元保健福祉総務課主査、早水保健福祉総務課主任主事、坂田保健福祉総務課主事、齊藤保健福祉総務課主事

4 議題：

(1) 令和4年度各分科会及び部会における審議事項について

- ア 民生委員審査専門分科会 (地域福祉課)
- イ 身体障害者福祉専門分科会 (障害者自立支援課)
- ウ 高齢者福祉・介護保険専門分科会 (高齢福祉課・介護保険管理課)
- エ 地域福祉専門分科会 (地域福祉課)
- オ 児童福祉専門分科会 (こども企画課)
- カ 社会福祉法人・施設専門分科会 (保健福祉総務課)

(2) 千葉市再犯防止推進計画の策定について

(3) 千葉市こどもプラン（第2期）の中間見直しについて

(4) 第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～の策定について

(5) 令和5年度社会福祉審議会専門分科会等開催予定について

## 令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会

令和5年5月29日（月）

千葉市役所 新庁舎2階 XL会議室（201～203）

**○吉田保健福祉総務課課長補佐** 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会」を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉総務課課長補佐の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員は、総数57名のうち39名でございますので、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項に基づき、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は上から次第、席次表、委員名簿、事務局出席者名簿、それから資料ですが次第に記載してありますとおり、資料1から資料5までございまして、最後に参考資料として当審議会の関係法令等でございます。

会議資料は以上となりますが資料に不足等がございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ち、保健福祉局長の今泉雅子よりご挨拶を申し上げます。

**○今泉保健福祉局長** 皆様こんばんは。保健福祉局長の今泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また遅い時間、天候も不順な中をご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりまして、ご支援・ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、心よりお礼を申し上げます。

さて、我が国は本格的な少子超高齢化社会を迎えております。千葉市におきましても年少人口、生産年齢人口が減少しまして、高齢者人口が増加する見通しとなっております。高齢化率は、少し先ですが、2040年には33.2%まで上昇すると見込んでおります。

市民の皆様が直面する課題につきましても8050問題、育児と介護のダブルケアなど、より複雑化・複合化してきているものと認識しております。そのような様々な相談を包括的に受け止めまして、適切な支援に早期につなげられるような仕組みが必要であると考えておりまして、ただいま、そのための体制整備を進めているところでございます。

また、地域社会のありようも変わってきております。コロナ禍の影響もありまして、人々とのつながり方も変化してきております。このような様々な変化や地域の実情を的確に捉えた上で、地域の様々な自治体が取り組む分野、世代を超えてつながって、地域の支え合いの力を高めていくということが、非常に大切でありまして、そのための取組を進めていくためには、委員の皆様方の専門的知見に基づくご支援が必要不可欠であると考えております。

委員の皆様におかれましては、当審議会それから分科会もたくさんございますが、忌憚のないご意見をいただきますとともに、それぞれのお立場から本市の保健福祉の推進のため、より一層のご理解・ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが

挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　続きまして、昨年7月14日に行われました令和4年度第1回社会福祉審議会以降、新たに委員に就任された方々のお名前を委員名簿順にご紹介させていただきます。

まずは、本日ご出席の方から千葉市議会議員、小坂さとみ様。

○小坂委員　　(会釈)

千葉市議会議員、渡辺忍様。

○渡辺委員　　どうぞよろしくお願います。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　千葉市地域自立支援協議会会長、伊藤文彦様。

○伊藤委員　　伊藤です。よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　千葉市民間保育園協議会会長、大森康雄様。

○大森委員　　よろしくお願います。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　千葉市民生委員児童委員協議会副会長、栗田節子様。

○栗田委員　　栗田と申します。よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　千葉市民生委員児童委員協議会副会長、水谷洋子様。

○水谷委員　　水谷でございます。よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　千葉労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官、堀田昭久様。

○堀田委員　　堀田と申します。よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　次に、本日ご欠席の千葉市小中学校長学校運営協議会、平川紀子様。千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、牧田洋一様。

以上、9名の方々でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

なお、今泉保健福祉局長につきましては、先ほどの挨拶をもって紹介に代えさせていただきます。

保健福祉局次長、小野聡志でございます。

○小野保健福祉局次長　　よろしくお願います。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　健康福祉部長、富田薫でございます。

○富田健康福祉部長　　よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　医療衛生部長、南久志でございます。

○南医療衛生部長　　よろしくお願います。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　高齢障害部長、白井耕一でございます。

○白井高齢障害部長　　よろしくお願います。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　こども未来部長、大町克己でございます。

○大町こども未来部長　　よろしくお願いいいたします。

○吉田保健福祉総務課課長補佐　　なお、こども未来局長の宍倉和美、幼児教育・保育部長の石野隆史につきましては、所用のため欠席しております。そのほかの職員につきましては、お手元にお配りしております出席者名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここから松崎委員長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○松崎委員長 松崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入らせていただく前に、昨年12月に前職務代理、齋藤一男委員が社会福祉審議会委員を辞任したことに伴い、千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項に基づき、清水葉子委員に委員長職務代理に就任していただくことにしております。清水委員におかれましては、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○清水委員長職務代理 ただいま、ご紹介いただきました委員長職務代理を仰せつかりました清水でございます。このような職を仰せつかりまして、私としては非常に大役ではございますが、委員の皆様方のご協力を賜りながら委員長を補佐し、会議の円滑な運営に向け職責を全うしてまいりたいと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○松崎委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

なお、本日の議題につきましては、全て報告事項となっております。

議題1、令和4年度各分科会及び部会における審議事項の報告内容についてでございます。

各分科会及び部会からの報告につきましては、机前にお配りした資料1のとおりでございます。これらの報告につきまして、何かご質問がございますでしょうか。各分科会で協議した内容について簡単に書いてございますので、目を通してください。

特にご質問がなければ、議題1の令和4年度各分科会及び部会における審議事項について終了いたします。

続きまして、議題2、千葉市再犯防止推進計画の策定についてでございます。

地域福祉専門分科会会長の山下委員からご説明をお願いいたします。

○山下委員 こんにちは。山下でございます。

私からは、地域福祉専門分科会の審議事項として、今般新たに策定されました「千葉市再犯防止推進計画」について、報告並びにご説明を申し上げます。

資料二つございまして、先ほど事務局からもありました資料2-1と2-2が該当するものでございますが、資料2-1、A4横組みが概要版です。この概要版に則りご説明をいたしたいと思っております。資料2-2は本編の冊子となっておりますので、ご承知おきください。

さて、この再犯防止という言葉が近年注目をされているので、ご存じの方も大変多いかとは思いますが、ふだんの生活の中では頻繁に使う言葉ではないと思っておりますので、まず再犯防止計画、推進計画というものが何を目的としたものかということについて、3ページでご報告いたします。右下です。おめくりをいただきまして、「はじめに」と書いてあります薄く右下に3と書いてあるところが3ページになります。

この千葉市再犯防止推進計画は、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした方等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するための計画というふうに位置づけられております。再犯といったことから、何らかの罪を犯した方ではありますが、先ほどの局長の挨拶にもありました「地域の支えの力」ということについて、関連性があるというふうなご理解をいただき、市民もそのとおり理解をしていくところからスタートするものになります。

4ページをご覧ください。この計画は策定の体制というものも定めることになっておりまし

て、こちらには計画の検討・協議、そして審議する主体について、(1)、(2)で記載をしています。再犯防止、つまり犯罪に関連することの防止活動というのは、専門性が高い特殊であるという分野にも位置づけることができますので、例えば、刑務所や少年院などの矯正施設や、犯罪をした人等の支援を行う関係団体など専門的な知見を有する組織・団体の方々の協力を仰ぐ必要から、4ページの2(1)に記載の「策定に向けた連絡協議会」、刑事司法機関や犯罪をした人等への支援に関わりのある民間団体という、ここに注目をいただきまして、その連絡協議会を設置するという計画が一つ目になります。

そこで、その知見や経験を有する団体等から協議された計画案が、この(2)に記載の私が分科会長を務めさせて頂いております千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、議論をするという流れで臨んでまいった計画づくりになります。地域福祉計画の策定については、地域福祉専門分科会の委員と各区の支え合いのまち推進協議会等で積み上げてつくっていく方式ですが、この再犯防止推進計画は、そうした専門的な知見を有する方々の素案を基に地域福祉専門分科会のほうで協議し、また地域福祉専門分科会の委員の方には保護司の経験がある方や、そうした活動に知見のある方もいらっしゃいましたので、そうしたご意見も踏まえながらつくっているものになります。

次の5ページをご覧くださいますと、再犯防止の活動や取組に知見があるという方々で構成する連絡協議会のメンバーが記載されております。構成団体のところで見慣れない団体等も、もしかしたらおありかもしれませんが、今日は時間の関係で割愛しますけれども、スマホ等で検索されるといろいろと情報が出てまいりますので、これを機に私どもも、こうした再犯防止に関連する団体や協議会の理解を深めていくというところから、この審議会の委員としての役割をともに果たしていきたいと思っております。

特に、計画の中身が、実はこうした構成団体がどういう活動をしているかとか、何を目指してどういう社会にしたいかといったメッセージも込められたような計画の書類になっているのが、この再犯防止推進計画の特徴でございまして、後ほどご覧いただきたいと思っております。

6ページをご覧くださいますと、この計画の体系についてアウトラインを示させていただいております。この計画は、1章から4章と資料編という構成になっております。

特に、第3章はこの計画の中核をなす位置づけをしております、次の7ページに詳しい構成を記載しております。

第3章ではご覧いただけますように、犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制といったことになっています。この包括的な支援体制という言葉も耳慣れない方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらは社会福祉法の改正等もあって、高齢・障害・児童といった分野別の制度による支援の体制をさらにネットをかけて、個人・家族・地域社会といった枠組みを使いながら包括的に支えていくといった、そうしたイメージを少し持っていればいかと思います。

その中に、特に犯罪をした経験がある方の社会復帰における支援というのは、住まいの問題ですとか、経済的な課題ですとか、場合によっては親族関係に課題があるといった孤立しがちな方も少なくないわけですので、そうした方に対する体制は包括的だという意味で1番が包括的な支援体制の構築となっています。

そして、2番目が個別課題の解決に向けた取組ということで、資料に記載の、6つの取組の柱のもとに、再掲の事業もありますが44の事業をここで計画に掲げ、そちらを着実に実施して

いくということが、再犯防止につながるものだという計画のつくりになっていることをご報告申し上げます。

続きまして、各章の説明に移りますので、第1章をご覧くださいますと、計画の策定の基本となる内容が記載されております。

10ページをお開きいただきまして、まずは計画の位置づけですが、再犯防止推進法第8条に規定する地方、つまり国のほうでもこうした計画を立てているのですが、各自治体でもつくるといったこの流れを受けた「地方再犯防止推進計画」として、ご理解いただくことと、これは、千葉市の基本構想や千葉市の基本計画の理念や将来像との整合性を図っております。さらには、関連する個別分野、特に福祉に関連する分野の計画等の連携もしてまいることになります。計画ということですので、期間といったものも重要ですが、本計画は令和5年1月の策定となりますので、令和4年度から令和8年度までとなっているところでございます。

11ページをご覧くださいますと、この「犯罪をした人等」というのが、どういう支援の対象者なのかということもご報告申し上げます。こちらの11ページの対象者で丸囲みにしてある方々が、対象となるということで、刑務所などの矯正施設に収容されている方、保護観察の対象者、満期釈放者のほか、起訴猶予をされた方なども含むとされているところになります。

12ページをご覧くださいますと、計画の基本方針で4つ、こちらに書いてあるとおりになります。この基本方針というのは、国のほうでつくっている再犯防止推進計画、そして千葉県も再犯防止推進計画をつくっております、そこを踏まえているという整合性を取っております。国もそうですし、千葉県もそうですし、千葉市においても、この基本方針に書いてある一番上が「地域社会の一員として孤立しない」という、個々の孤立の課題。二つ目が、「誰一人取り残さない」という社会の実現。三つ目は、「必要な支援を切れ目なく実施する」という視点。そして、四つ目、「犯罪被害者の存在も十分に認識して行う」というこの4点について、私たちは共有したいところでございます。

続きまして、第2章は、犯罪の発生状況ですとか刑務所等の出所時の状況、どういうところで出所されているかとか、そうしたデータを記載しております。司法手続の流れというものも記載しておりますので、詳細は割愛いたします。

第3章、19ページをご覧ください。先ほど申し上げました犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制、先ほどの包括的な支援体制の構築のイメージ図を掲載しております。こちらまた耳慣れない言葉も含まれておりますが、千葉市でも複合化・複雑化している家族の生活課題等も含めた様々な相談がそれぞれの機関で取り組まれております。その方々に対しておかれた状況や年齢を問わず、各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげることができるよう、四角囲みの上に書いております重層的支援体制整備事業といった言葉が出ておりますが、その取組を進めているというのが千葉市の状況です。ちなみに、この重層的支援体制整備事業というのは、社会福祉法の改正によって新しくできまして、全国の自治体で今から取組を進めようと言っているところで、千葉市もこちらの体制整備に取り組まれるようになったということをお聞きしております。

また、19ページの右下部分をご覧くださいますと、これは犯罪をした人等の支援について、千葉県が実施しております事業や計画と連動していきながら、千葉市の重層的・包括的な相談体制の中で受け止めるといった、千葉県との関係についても記載しております。

次に、20ページをご覧くださいますと、個別の課題に向けた取組です。

再犯防止の推進に向けた千葉市の取組については、先ほどご紹介しましたが、6つの取組の柱を基に、先ほども申し上げた44の事業を掲載しております。こちらの資料では、取組の柱ごとの主要な事業について、22ページまで掲載しておりますので、ざっとご覧いただければいいかと思えます。

特に、21ページでは、あんしんケアセンターが出てまいりますし、障害者の基幹相談支援センターも出てきます。出所された方は、障害がおありでしたり、ご高齢だったりすることもございますので、平時のそうした相談の仕組み、そして、経済的な課題等については、生活保護制度でセーフティーネットをきっちりと図るということも重要になります。若めの課題がある方に対しては、非行防止に関する事業ですとか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携も当然に重要なこととございます。

さて、「第4章の計画の推進に向けて」に移ります。

24ページをご覧ください。計画の策定の効果としては、これまでは再犯防止の取組は刑事司法機関や犯罪をした人等を支援する団体を中心となり活動を行ってこられたこともありまして、千葉市役所職員の再犯防止に対する意識というものが希薄だったということで市は分析しておられるということでもあります。今回の推進計画によって、計画の中の事業としてしっかりと位置づけることによりまして、従来から市が提供する各種サービスや事業等が再犯防止にもつながっているという意識づけと、支援を必要とする犯罪をした人等の支援につながるという意識づけも進んでいくものと思われまます。

次に支援の推進体制ですが、25ページをご覧ください。重層的・包括的相談支援体制については、先ほど申し上げた千葉市では複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、包括的に相談を受け止めるという各種相談、そして、適切な支援につなげるための体制の構築を進めるところで、今回の対象の方々もこうした体制の中で受け止め、そして安定した地域生活を送ることができるような適切な支援につないでいくことというのがこちらの図の説明になります。

では、具体的な取組は何かと申しますと、千葉県再犯防止推進計画の中で位置づけられている犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進の取組に千葉市も関与していくという形を取りながら、例えば、千葉市に移住する、千葉市に住むという選択をした出所する方等が、ご自身で住まいを決めるというのが難しいような状況の場合に、支援者とともに矯正施設を訪問し、在所・在院中の方の支援の状況等をお伺いしながら切れ目のない支援につなげて参ります。

26ページをご覧ください。図の左側のほうをご覧くださいと、市役所の関係各課、下のほうに書いてありますが、関係各課と外部の関係機関の相互の連携強化・情報共有、再犯防止に関する意識醸成・周知・注意・指導・啓発というものを目的にしながら、「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」といったものをつくるということ、国・県・関係団体と千葉市の関係部署で構成する仕組みとしております。支援事例の共有や助言、意見交換を行うというふうになっています。その後、私どもの地域福祉専門分科会におきまして、こちらの状況や会議のご報告、個別支援の状況などの報告も求めながら、計画の進捗状況や総合的な評価を行う予定です。

最後になりますが、再犯防止推進計画は、国の強い主導もあります。全国の都道府県や政令指定都市、市町村で策定が進められておりますが、千葉市は全国の政令指定都市の中では後発の部類ということは受け止めなければなりません。後発の計画策定ではございますが、犯罪を

した人の社会復帰に向けた包括的な体勢づくりの中で、適切に支援をつなげていくこと、各関係者との連携強化・ネットワークをかけていくといったことが、この計画には込められているというように地域福祉専門分科会では受け止めましたので、後発ではありますが、特色のある計画に出来上がったと評価しております。

とはいえ、先ほどから申し上げているように、罪を犯した方の支援というものを、こうした計画に位置づけて、また地域の中での生活の体制をつくるということ自体は、千葉市にとっても市民にとっても関係団体にとっても、古くて新しい分野に属するものでして、計画としては今回初となっておりますので、事務局等含めて執行部、試行錯誤されながら手探りでこの計画の推進を管理していくということが重要になっております。計画を評価するのが私たち専門分科会の役割ではございますが、地域福祉専門分科会のメンバーといたしましても、再犯防止といったこれから私たちがしっかりと受け止める分野を学びながら進捗状況を見守りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○松崎委員長** 山下委員、ありがとうございます。

大変丁寧な報告をいただきまして、この計画につきまして、後でまたご意見を伺いたいと思いますけれども、何かちょっと聞きにくいとか聞き漏らしたとか、何かご質問があれば、ただいま受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

米村委員。

**○米村委員** ご説明ありがとうございます。淑徳大学の米村と申します。

1点だけ、こちらの厚い冊子の計画のところにも書いてありましたが、この再犯防止推進計画の評価は総合的に行うということで、第4章にも書かれております。この計画の指標となりますような、目標というのは何か設定されているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

**○山下委員** 簡単にご説明をいたします。今回、この評価をするというのは、どの計画においてもいろいろなご議論のあるところで、目標値を設定してそれを評価するものとか、その内容自体についての評価をする、その両方を評価することもあります。今回の総合的という意味は、第3章に掲載いたしました市の計画による各事業の推進の状況を総合的に評価することとして捉えております。つまり、再犯率の増減というもので計画の達成状況を見るといった数値目標は今回はいたしておりません。ただ、再犯率の数値というのは重要なことではあります。しかし、先ほどのご報告で申し上げました各種計画の実行状況や個別のケースについての取組の報告も審議会でも求めていくということとしましたのは、個別の支援のプロセスといったことにも私たち関心を寄せながら、それが再犯の防止につながるということで、数値も当然意識はしますが、一つ一つのケースについての評価もしていきたいということの総合性を申し上げたということになります。

**○松崎委員長** ありがとうございます。

ご意見がございましたら、後ほど意見交換のときに伺いたいと思います。

それでは、議題3の千葉市子どもプラン（第2期）の中間見直しについて、中澤児童福祉専門分科会会長から、ご説明をお願いいたします。

**○中澤委員** 児童福祉専門分科会の中澤でございます。

令和5年3月の児童福祉専門分科会で承認いたしました千葉市子どもプラン（第2期）中間

見直しについて報告させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

最初に、「1 見直しにあたって」の「(1) 実施の背景」ですが、このプランは、「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成支援についての計画」、それから「ひとり親家庭自立促進計画」並びに「こどもの参画推進計画」、この四つの計画を一体的なものとして、令和2年度から6年度までの5か年計画として、令和2年の3月に策定されたものです。

毎年度、目標事業量に対する取組内容を点検・評価するということで、計画中間年、それを目途に必要な応じて見直しを行うこととされており、令和4年度が中間年度にあたることで、社会経済状況、その変化、それから、それまでの2年間の実績などを踏まえて、目標事業量、それから取組内容などについて、見直しを図ったものでございます。

さらに、このプランの上位計画にあたる千葉市の第一次実施計画の策定に合わせて、新規事業を追加する形になっています。

2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

「(2) 計画の位置づけの見直し」というところですが、市の基本計画及び第一次実施計画の策定に合わせて更新をしたものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

状況の変化ですけれども、「(3) 総人口と年少人口の将来推計の見直し」というところがございます。上のほうがこのプランを策定当初のグラフで、下のほうが見直し後のグラフとなっております。見ていただくと、令和17年、令和22年のあたり、年少人口の値が若干上がっております。これは、マンション開発などがあって若い世代の転入が増えたことなどを勘案して推定を見直したということでありませ。

次に、4ページをご覧ください。

「(4) 児童数の推移の見直し」ですが、令和2年度から4年度、実績値に置き換えるとともに、直近の将来推計人口が反映されたものです。重なっていて分かりにくいのですが、0歳、1・2歳、3～5歳、6～11歳、いずれの区分も令和5年度以降は、策定当初よりも子供の数は下回るという推計になっております。

5ページをご覧ください。

見直しの基準ですけれども、まず、国が示す見直し基準というのがございます。このプランの第1章に掲載されております「子ども・子育て支援事業計画」ですけれども、これにつきまして国からは、四角囲みに記載されている「見直しが必要になる基準」が示されておりまして、これによりませと、「教育・保育の提供」は令和3年4月1日時点の教育・保育認定を受けた区分ごとの実績が市町村計画における「量の見込み」が10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要となっております。

それから、乖離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、「量の見込み」の補正に当たって、この影響を十分に留意した上で、適切に対応することとされておりませ。

それから、「地域子ども・子育て支援事業」についても、「教育・保育の提供」の見直しにあわせて、必要に応じて見直しを行うこととされておりませ。

それから、千葉市が定める基準というのもございます。四角囲みの下のほうですが、①から⑦に従い見直しの必要性を検討することとなっております。

6 ページをご覧ください。

「3 見直しの方向性」です。まず、「(1) 教育・保育の提供」に関してですが、表をご覧くださいと思います。

この表は、令和3年4月1日時点における千葉市の状況ですが、認定区分1号・2号・3号という認定区分がございます。認定区分ごとに左から計画策定時の量の見込み、保育所等の入所申込に対する支給認定の実績、その割合、整備量の計画値である確保方策、それから整備量の実績、そして待機児童数が掲載されております。このうち2号(保育利用)、3号(1・2歳)、3号(0歳)の三つの区分で、真ん中の列の下線のところがあります。88.2%、74.1%、60.0%、これはちょうど100%にならないのですが、計画上の量の見込みに対して、入所申し込みをした方の割合が10%以上乖離しているという形になっておりますので、国の示す基準に従いまして、この見直しを行うということになっております。

それから、「(2) の地域子ども・子育て支援事業、その他事業」に関しては、これは千葉市が定める基準に該当する場合に見直しを行うということになっております。

7 ページをご覧ください。「4 見直しの内容」のところですが、7 ページ・8 ページにかけて見直しを行う施策の一覧が載っております。41 施策について見直しを行っております。表の右側、見直しを行う理由として①から⑦です。先ほど5 ページにありました見直しを行う基準のどの番号に当たるかが書いてあります。第一次実施計画との整合を図るためのものというのが多い形になっております。

具体的な見直しの内容については、9 ページ以降に記載されております。ただ、第1章の子ども・子育て支援に関しては、児童福祉専門分科会とは別の附属機関であります子ども・子育て会議というのがございますが、そちらのほうの審議事項となっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして、20 ページに移っていただけますでしょうか。

この第2章からが児童福祉専門分科会で審議をした内容になります。

項目によって記載内容が異なっておりますけれども、基本的にこのプランの策定時に新規・拡充事業として整備されたものは年度ごとの目標などが記載されております。

それから、今回新たに追加する新規事業については、年度ごとの目標などが記載されております。これまでの取組状況や今後の施策の方針などを踏まえまして、事業内容の変更・拡充・縮小、その見直しの内容は様々ですけれども、時間の関係もありますので、新たに追加する施策について紹介をさせていただきます。

まずは、「第2章 妊婦・出産・子育てまでの切れ目のない支援」の「(2) 産婦健康診査」です。こちらは産後うつ発見の早期発見のために、産後うつ質問票による質問を実施した産婦健康診査費用について助成するというものです。令和5年10月から実施予定としておりまして、令和6年度は実施率93%を目標としております。

続きまして、21 ページをご覧ください。

「(3) の出産・子育て応援プラン事業」です。こちらは、妊娠の届出の時点、それから出生後の訪問等で面接を行って、安心して妊娠・出産を過ごすことができるよう支援するとともに、妊婦や乳幼児を養育している方に経済的支援を行うものです。妊娠後期面接の実施割合について令和4年度24%ですけれども、5年度は30%、6年度には40%を目標としております。

次に、「(4) 乳幼児健康診査(屈折検査)」です。これは、弱視の早期発見のために、3歳児

健康診査対象の全員に屈折検査を行うものです。弱視の発見率について、令和4年度は0.9%、令和5年度は0.9%以上、令和6年度には2.0%が目標値となっております。

続きまして、23ページをご覧くださいませでしょうか。

「第3章 こどもの社会参画の推進」の「4 小・中学校等へ出張授業等の実施」です。これは、こどもの社会参画を推進するために小・中学校等で出張授業、それから助言を行うものです。令和4年度は6校ですが、5年度は7校、6年度は8校が目標となっております。

25ページをご覧ください。

「第6章 子ども・若者の居場所づくり」の「(2) 夏季休業時拡大枠」です。こちらは、子どもルームの待機児童解消に向けて、特に利用希望の多い夏季休業期間に受入れ枠を設けるものです。令和4年度は3施設でしたが、5年度は5施設、6年度は7施設が目標となっております。

続きまして、28ページをご覧ください。

「第8章 児童虐待防止対策の充実」の「(2) 新たな児童相談所の整備」です。こちらは、児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するために、新たな児童相談所を整備するものです。令和4年度は基本計画の策定でありましたけれども、5年度は基本設計、6年度には実施設計が予定されております。

続きまして、31ページをご覧ください。

「第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」の「(4) ヤングケアラー支援体制強化」です。これは、ヤングケアラーへの支援のために、連携支援体制の構築や認知度向上を図るものということで、令和4年度は関係者向け研修を3回行っております。5年度は連携支援体制の構築の検討、児童・生徒向けの啓発パンフレットの作成・配付、それから研修を継続して実施する。6年度は支援コーディネート機能によるヤングケアラー支援の実施などが目標となっております。

32ページ以降は事業単位での見直し結果が整理されているものですので、この場での説明は省略させていただきます。

それから、中間見直しについて、例えば、区ごとの見込み等、方策等については、資料3-2の別冊がございます。

それから、資料3-3は、令和2年度に作成した元の子どもプランというのがございます。ぜひ、ご覧いただければと思います。

千葉県子どもプラン（第2期）の中間見直しについての説明は以上です。

○松崎委員長 千葉県子どもプラン（第2期）の中間見直しについて、児童福祉専門分科会会長の中澤委員からご説明をいただきました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。ご意見はまた後ほど、意見交換で伺いたいと思います。

(なし)

よろしいでしょうか。

それでは、議題4、第2期千葉県子ども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～の策定についてを、また引き続き中澤委員からお願いいたします。

○中澤委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

第2期千葉県子ども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～の策定についてでござい

ます。

これも令和5年3月、児童福祉専門分科会で承認いたしました第2期千葉市こども未来応援プランについてのご報告となります。

この計画につきましては、令和2年度に実態調査を行っております。それを踏まえながら、1月17日から1か月間、パブリックコメントを行っております。そして、分科会での審議を終えまして3月末に策定されたものです。

資料の4-1が計画の概要版、4-2が計画書の冊子となっております。冊子のほうはページ数が多いので、資料の4-1の概要版で説明をさせていただきます。

概要版は、ページが振られておりませんが、表紙を1ページとして、開いて2ページ・3ページ、裏表紙を4ページというふうにお考えください。

それでは、まず1ページ目ですが、計画策定の背景と趣旨についてでございます。

まず、この計画のご説明前に、第1期こども未来応援プランについて、説明をさせていただきます。第1期こども未来応援プランを第1期計画と呼ばさせていただきます。第1期計画は、平成28年度に策定したのですが、この当時、全国の子供の約6人に1人が相対的貧困の状態にありまして、これが最新の調査では約7人に1人と若干改善されていますが、千葉市におきましても生活保護など支援制度の利用児童が、約13人に1人の割合でいるということで、子供の貧困対策に関する基本理念・基本目標を定めて施策を体系的に整理し、総合的に推進するための計画が必要ということで、平成28年に策定されたものが第1期の計画であります。

その後、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」という、国の法律の改正がありまして、この目的に子供の将来だけではなくて、現在の生活に向けた貧困対策ということが示されております。

同じく、令和元年に新たな子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、「現在から将来にわたり、全ての子どもたちが、夢や希望をもてる社会を目指すこと」それから、「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実現すること」が目的とされて、基本方針には、支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進するというような項目が、新たに追加されております。

令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染が拡大しまして、内閣府の調査でも貧困家庭ほど収入への影響が大きいとされまして、子供のいる世帯の生活、それから仕事等への影響が大いに懸念されたところであります。

こういう状況を踏まえまして、千葉市の子どもたちが、家庭の環境や経済的な状況によらず、夢や希望をもって成長していけるように、第1期計画における取組を継承しつつ、新たに「第2期こども未来応援プラン」を策定したものであります。

この計画では、どこに力を入れていくのか、力点を明確にしています。

3ページ目、上のほうに基本理念と書いてありますが、そこをご覧ください。

計画の力点と数値目標とありますが、計画の力点です。支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながる施策を推進となっております。これは、先ほど国の大綱で、基本方針、それから千葉市が、届きにくい子ども・家庭とつながるといふ施策に注力するということでもあります。

2ページ目、先ほどの前のページですが、4番、支援にあたって困難だと感じる点というのがございます。これは、市が行った子どもナビゲーターやスクールソーシャルワーカー等にアンケートを実施し、市民が運営する子ども食堂とか学習支援団体など、支援される側ではなく

て、支援する側の方に行ったアンケートの結果です。グラフの一番高いところ 73.7%は、「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないために支援に入れない」これが最も多いです。それから、68.4%の「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」というふうなことが上がっております。ほかには、「支援を拒まれる」それから「保護者が支援制度を知らない」といったところもございます。このような状況ですので、支援が届かない・届きにくいところとつながるということを重視したものであります。

4 ページ目、体系図をご覧ください。

ここにある目標ごとの具体的な施策を記載して、このように多様な支援制度を市は持っているということではありますが、これらが十分に届けられていないということが課題です。支援していただけるような子ども食堂やいろいろなNPOの人たちは、これがうまく届けられないということを感じているということで、千葉市としても、それを届ける・つながる施策ということを意識してつくられたということになります。

そのために、本計画では、義務教育である小・中学校をプラットフォームとして、支援を比較的早い段階で子どもや家庭と関わって、なおかつ、ほかの支援につなげることができる。そういうふうな機になる中心として、スクールソーシャルワーカーの役割に注目をしています。

先ほど、一つ前に戻りますけれども、3 ページの計画の力点と数値目標のところですが、令和5年度、現在今12人のスクールソーシャルワーカーが活動しております、千葉市では。計画最終年度、令和9年度には15人体制に増員して、年間300件の対応を目指すというふうになっております。

それから、もう一つの数値目標として、第1期の計画でもありましたが、進学率を注視しております。これは、1年・2年で成果が見られるというものではありませんけれども、最終的に子供たちが生まれ育った環境に関わらず、望んだ将来に進めたかを見る一つの指標として、数値目標として挙げられているものです。

3 ページに進学率と書いてありますが、令和2年度の実態調査では、困窮家庭ほど進学させたいという希望に対し、進学できるという見通しが低いという結果が出ております。特に、生活保護世帯では、大学等に進学させたいという希望が保護者の20%未満しかおらず、一般的な世帯の3分の1にも満たない。そういうことから、生まれ育った環境による格差が存在しているものと捉えられます。この計画では、スクールソーシャルワーカー、それから進学率のような幾つかの目標に注力しながら、基本理念でありました子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがない社会、それから、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指していくということとなっております。

私どもの分科会におきましても、計画の実施状況や評価について、市から報告をいただくことになっておりますので、進捗状況を確認しながら各委員の様々なご専門の立場から、理念の実現を支えてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○松崎委員長 ありがとうございます。大変重要な報告を伺いまして、また様々、それぞれの専門の立場からいろいろと考えるところが多かったと思います。

それでは、何かただいまのご報告の中でご質問はございますでしょうか。

初芝委員、どうぞ。

○初芝委員 社協の初芝です。よろしく申し上げます。

1問だけ質問させていただきます。

第1期の計画から引き続いて進学率というのを数値目標に設定されているということ、先ほどご説明を受けましたけども、大学ですとか専修学校に進学することというのが、ベストな進路というお考えに基づいているということでしょうか。

○中澤委員 ご質問、ありがとうございます。

そのことに関しましては、分科会でもいろいろ論議がございました。例えば、就職を最初から目指してしっかり働きたいと思っている人もいるのではないかと。進学すればいいというものなのかというふうなこともございましたけれども、この資料の4-2の計画の本編で32ページをご覧くださいませでしょうか。

これは中学生を対象にしたアンケートですが、大学またはそれ以上への進学の希望と見通しを比較したものです。濃いほうが希望で、それから点々の薄いほうが見通しです。支援を要する家庭の世帯のほうが、進学希望の割合は低い。それから、生活保護世帯については、進学できるという見通しが極端に低い、4.5%です。第2期計画では、子供の将来だけではなく、現在にも目を向けていくことを理念としており、中学生の時点で、もう既に「その見通しはない」と思わせるというのは、あまりよろしくないのではないかなど。最終的に自分で「就職したい」と選択をするということも当然あるとは思いますが、まだこれから何があるか分からない、頑張れるかもしれないというときに、「もう駄目だよ」と思わせるのは、どうかなということ、一応そのような目標で、第2期計画では、子どもの将来だけではなくて現在にも目を向けていくということで、中学生の時点で育った環境で進路の見通しが限定されるようなことは問題だなというふうに考えましたので、生活保護世帯、それから児童養護施設等の進学率を一般的な世帯に近づけることを、数値目標としては考えております。

もちろん、何回も言っておりますが、大学や専修学校に進学することが、誰についてもベストな進路であるとは考えておりません。

以上です。

○松崎委員長 よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

(なし)

○松崎委員長 それでは、以上で、議題4を終了いたします。

続きまして、議題5、令和5年度の専門分科会開催予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○大塚保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の犬塚でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが座って説明をさせていただきます。

お手元の資料5をご覧くださいと思います。

資料5、令和5年度社会福祉審議会専門分科会等開催予定をご覧くださいと思います。今年度の各専門分科会等の開催予定でございます。

記載のとおり日程及び審議事項につきまして、今年度の開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、所属いただきます分科会・部会の欄をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、一番下の米印欄でございますけれども、そちらの記載でございますとおり、開催時期及び審議事項等につきましては、変更となる場合もございますので、あらかじめご了承いただければと存じます。また、詳細な日程等につきましては、各専門分科会等から別途委員の皆様

にはご案内をさせていただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○松崎委員長　それでは、議題5「専門分科会等の開催予定」について、各専門分科会ごとですので、皆様の所属する分科会の大体の予定をご確認いただきたいと思ひます。なお、日程等あるいは審議内容については、変更することもあるということでございます。

それでは、以上で議題5を終了いたします。

それでは、次に報告をいろいろいただきましたので、当審議会の委員の皆様それぞれ専門家でいらっしゃいますので、大変貴重な機会でもありますので、委員同士の意見交換というような形で発言をいただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。ご発言の際には、議題のどの部分のどういうところに対して考えているとか、あるいは、ここについてこういう意見を持っているとか、具体的にご発言いただきたいと思ひます。

それでは、どうぞ自由にご発言いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

大変細やかな内容で、しっかりとご報告いただきましたので、皆さんいろいろとご理解いただいたと思ひますが、それぞれの専門の立場からいろいろな福祉の横断的に、ここで考えてみるということでございます。

はい、どうぞ。

○岸委員　千葉市幼稚園協会から参りました岸でございます。

私も児童福祉専門分科会のメンバーで、質問があった進学率の話ですが、中澤部会長から説明があったように、分科会内で私も発言をいたしまして、就職もあるのではないかとということで話をした背景は、つまり子供の主体性の問題なんですね。子供には、幸福権もあるし、また進学する権利もあるわけです。それが家庭の状況で、最初から諦めてしまう。しかも中学生の年代、思春期の時点でそれを諦めてしまうということがないようにというような、趣旨での調査だということを、ぜひご理解いただきたいと思ひています。

それは、その調査の結果、どういう施策ができるのか。例えば、奨学金制度を拡大するとか、いろんな可能性が出てくると思うので、そういう意図でこのような調査が必要だということを、ぜひご理解をいただければありがたいなというふうに思ひています。

加えて、私の意見ですが、この一般世帯という言葉が何とかならないかなと思ひておりました。つまり、一般世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯とか、ひとり親世帯は一般世帯じゃないのかという話になるので、この辺りの文言を少し千葉市として工夫できればいいかなと思ひておられます。ほかにどういう言葉があるかという、適切な言葉が思い浮かばないのですが、ひとり親世帯から見ると一般世帯ってちょっとな、という気はしている、この辺りの文言、皆さんでちょっと知恵を出せばいいかなと思ひて発言をさせていただきました。

以上です。

○松崎委員長　以上の意見について、どなたかご意見ございますでしょうか。

やはり、一般というのが、スタンダードという形であって、そのほかはマイナーな感じで区分され、一般標準的な家庭ということと、そうではない少数の家庭というようなことで捉えることについて少し違和感があるかなということですが、どなたかご意見ございますでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員　身体障害者連合会の高梨です。

単純な発想なのですが、ひとり親世帯という言葉はあるわけですが、ふたり親世帯とすれば何ら問題ないのではないかと思うんですね。ただ、それが社会の中で広く認知されていくまでには、ちょっと時間がかかるのかなと思います。一般世帯とそうでない世帯を区別して考えるなら、確かにこれからの時代、違和感があるかなというふうに思います。

**○松崎委員長** ありがとうございます。家庭というものをどういうふうに捉えていくかですね。

そのほか、それではまた別な角度からでもよろしいですけれどもご意見ございますでしょうか。

西尾委員、どうぞ。

**○西尾委員** 淑徳大学、西尾でございます。

今のそのこども未来応援プランで、プランそのものではなくて、考え方のところですけど、近年、子供が育つ家庭の環境そのものが階層化してきていると。例えば、家庭の中に絵がかけてあるうちと、絵がかけてないうちと。休日に聞いている音楽が、例えば、お父さんがバッハやモーツァルトが好きですというような家庭と、家庭の中に音楽が流れてこない家庭があるという。ある家庭はキャンプに行き、海水浴に行き、野球を観に行き、サッカーを観に行くと、そういう体験が全くない子供たちがいるというような生活体験のところで、非常に格差が開いてきて、それが実は、学習習慣の差とか、将来展望の差とかということ。今日頂いた資料の本編の27ページの26・27のところ、授業の理解度とか学習時間を見ると、やはり明らかに生活保護世帯のお子さんたちの学習習慣が低いんですね。これは、家庭環境の問題も、勉強部屋があるとか、ないとか、そういうことも実際影響しているんでしょうけど、そもそも幼児期に絵本を読んでもらった体験がないとか、そういうこともきっと影響しているのだらうなという意味では、幼少期の自然との交流とか、いろいろな人との交流とか、文化体験とか、絵本の読み聞かせとか、そういうところから実は格差がもう既にスタートしているのではないのかなと。今回の計画が、おおむね幼児期以降の3歳・4歳以降の計画かと思うんですね。そういう意味では0歳から3歳の最も小さい段階での様々な体験を何とか増やす方策ってないのだろうか。ですから、保育所というのは親が就労しているということが基本的な条件になっていますが、すぐにではないですが、保育所に通うというのが基本的なデフォルトの設定になっているようなイメージの社会というのはあり得ないのだろうか。働いているどころじゃなくて、子供が多様な体験をする場としての保育所、そこで外遊びもたくさんするでしょうし、いろいろな大人とも関わるでしょうし、みんなでどこか遠足みたいなものもあるかもしれない。そういう多様な体験をする場としての保育所、もしくは幼稚園という位置づけで、保育所・幼稚園を考えるということは、将来的にできないのかなと。それによって体験の貧しさみたいなのを補っていくということが、実は、長い見通しでは、その子の将来像の、先ほど中澤委員がおっしゃった主体性のところに影響してくるのではないかなというようなことを思いましたので、今すぐということではないんですけど、イメージの中でお考えいただければと思いました。

**○松崎委員長** ありがとうございます。

そのほか、どうぞ、ご意見自由にご発言いただきたいと思うのですけれども。

はい、どうぞ。

**○渡辺委員** 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

こども未来応援プランの中での、子供の主体性の需要の係るものが進学率なのかということ

ろで、やはり疑問をもつ一人でもありまして、幼児体験なども本当に重要ですし、今回スクールソーシャルワーカーの対応件数も指標になっていますが、こども未来局として、スクールソーシャルワーカーとの連携がどの程度見えているのか、スクールソーシャルワーカー自体が、教育委員会の所管の部分なので、その辺りをどのように見ているのかも、一つ気になっております。

この部会で、スクールソーシャルワーカーの対応件数が目標になってきたことに、ちょっと違和感を考えつつ、あと進学率というところでも、いろいろ生活を支えるとか体験の部分というのは重要だとは思いますが、この目標値になってきたことに、ちょっと違和感は個人的には覚えておりますという意見の一つです。

もう一つですね、自分自身が子供の居場所というものをすごく大事にずっと考えてきたことでもあります、今回のこどもプランの中の間見直しで、令和2年に30団体のところが令和6年で最終的にも30団体ということで、全く増えないという状況になっていることに、どういった背景があるのか、実施数の部分なのか、目標値が抑えられた理由などがちょっと気になっているところであります。

**○松崎委員長** ありがとうございます。今の報告を聞きながら、そういうふうなご意見ということで伺いました。それはそれぞれのところで受け止めていただきたいと思います。そのほか何かご意見はありますでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

**○高梨委員** すみません。中澤部会長さんにお尋ねしたいのですが、先ほどの報告の中でも感じましたし、それからマスコミなどを通じても感じるわけですが、例えば、児童の虐待について児童相談所が訪問をしたときに拒否される。あるいは、先ほどの中学生の意識調査の中でも、親がどういう姿勢で生きているか、子供に対してどう考えているかということで影響を受けていると。これは当然のことだと思っています。そういう場合に、子供の貧困対策を考える上で、親を何とかしないことには、なかなか変化していかないと思うのですが、生活困窮者などの施策もありますけど、親の意識を変えていくということについては、どこがどのように連携しているのか、お伺いしたいのですが。

**○中澤委員** 恐らく親にアプローチするということはほとんどできていないし、それから具体的にイメージがあまりつかめていないのだろうということが、正直なところだと思います。私たちも、子供のことをまず考えまして、親というのは当然大事なところなのですが、なかなかアプローチできないというのが正直なところですね。先ほど、保育園を活用して、もっと小さい頃から多様な体験をするというお話がありましたけれども、こども家庭庁ができて、それで保育所は働いている人たちだけではなくて、小さい子を持っている人たちに開放していかうという方向も出てきておりますので、やはりそういうところを使いながら、小さい頃から子供をしっかりサポートし、そして、やはり幼児のいる場合のほうが、ご家庭とやり取りができる可能性が高いと思いますので、そういうところからしっかり家庭ないし親とアプローチしていくということかなと、今日の論議を聞きながら私は思いました。

また、学校はなかなか保護者にはアプローチできないところがございますが、教育委員会の所管とこども未来局に関しては、ちょっとずれがあるという違和感があるというふうなご意見もありましたけれども、私は今まで、幼稚園や保育園から小学校へ上がる時の接続の問題もずっと関わってきたのですが、全然それがうまくいってなかったんですね。でも、こども未

来局の人たちは随分頑張っていて、つなげてくれるようになったんです。そういう事業も計画の中に入って実質どんどん進んできているんですが、そういう意味では、こども未来局と教育委員会というのは、もうちょっとつながってもいいかなと私は思っています。

恐らく、教育委員会のほうは本当に忙しくて、なかなか手が出せないだろうと思うんですね。ですが、そこをうまくつなぐような、あるいは、そこで人事の交流ができるような、そういうふうな千葉市になるといいなと思っていますし、そういうところを先ほどの小さい頃からずっと家庭を通してつなげていくというところが、小学校につながって中学校につながっていくといいかなと。そして、その中で少しでも親にアプローチできればいいかなというふうには思います。

○松崎委員長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○坂原委員 千葉市ひまわり会の里親会の副会長の坂原と申します。ご説明いただきまして、ありがとうございます。

千葉市こども未来応援プランの子どもの貧困対策推進計画についてですが、こちら以前の審議会のほうでも発言させていただいたのですが、私も実際、里親として子供の養育を実施しておりまして、非常に子供の教育費に関しては、いろいろと措置費等で支給されている状況ではありますが、一部やはり私立高校への進学等を考えているお子さんの場合には、里親が私費で進学費を援助したりですとか、あとは学習塾に関しても、中学生以上については措置費から支払われるというようなこともあります。小学生のお子さんの委託を受けているケースなどで、自分で塾に通いたいだとか、または習い事に行ってみたいというような希望があった場合には、どうしても里親側が私費で支援をしてあげないといけない状況というのが、現時点の状況かなというふうに思っています。

そういった中で、資料4-2の冊子で、63ページを拝見させていただきましたところ、ちょうど下のほう③で、児童養護施設措置費（教育費）というところで、「児童養護施設等に措置されている子どものうち、学習塾に通っている子どもの授業料、講習会等の実費相当額を支給します」というようなことで、記述がありますが、一通り拝見させていただいたんですが、残念ながら里親を対象とする事業名の記述が見つかりませんでした。個別に児童相談所なり子ども家庭支援課のほうに相談すれば、もしかしたら対応していただけるかもしれないのですが、実態としては、例えば、小学生の学習塾ですとか習い事、それから私立高校に通いたいときの通学費等につきましては、里親が私費で支援しているケースが多いのかなというふうに思いますので、今回中間見直しでというわけではないのですが、今後どこかで、そういった里親に対する又は里親に委託されている子供に対する支援として、何かしらの事業名がつく形で支援をしていただくと非常にありがたいというのと、あと、前回の分科会で奨学金等のご案内もできますというような事務局からのご発言をいただいたんですが、ぜひ奨学金につきましては、子供が成人した後に返還する必要のない奨学金の提示ですとか、創設をぜひ市としてもご検討いただけるようお願いしたいなと思っております。

以上、意見となります。

○松崎委員長 ありがとうございます。養護施設の場合は制度があるけれども、いわゆる里親というのは一つの社会的養護ということですね。ですから、里親にもう少し目を届けて

ほしいということですね。特に教育等の支援ですね。

そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

**○松崎委員長** それでは、特にございませんようですので、以上で、意見交換を終わりにしたいと思います。

それでは、大変短い時間でしたけれども、皆さんからいろいろなご意見が出て大変よかったですと思います。1年に1度の各専門分科会の方たちが一堂に会する場ですので、改めて、児童の分野の貧困問題はこうであるとか、あるいは障害者問題はこうであるとか、あるいは高齢者はこうであるとか、今回は再犯防止という様ないろいろな施策を、社会福祉という大きな審議会の親会の中で、意見交流できたというのは、大変意義があることではないかなと思います。

特に今ここでは、議決ということはございませんけれども、それぞれ皆さん、専門分科会に持ち帰っていただいて、またそこで議論を一層深めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議につきましては、以上でございます。議事録の作成につきましては、事務局及び委員長に一任をお願いいたします。

それでは、以上で終わりにいたします。事務局のほうにお返しいたします。

**○吉田保健福祉総務課課長補佐** ありがとうございます。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。

令和5年5月29日開催の令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会の議事録として承認し、署名する。

千葉市社会福祉審議会

委員長 \_\_\_\_\_